

各区局統括本部長

技 監

## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 2 年 4 月 7 日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発令され、国土交通省から「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和 2 年 4 月 8 日付国土入企第 6 号）」の通知がありました。

神奈川県が緊急事態措置を実施すべき区域とされたことを踏まえ、本市も国と同様な対応とします。

各区局統括本部におかれましては、引き続き本市発注の工事、委託（設計・測量・調査等業務）（以下、工事等という。）の感染拡大防止に万全を期すとともに、以下のとおり受注者に対する工事等に伴う措置等を適切に行うよう、工事監督課等担当部署に周知願います。

### 1 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等について

本市発注の工事等について、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置（以下、一時中止措置等という。）を行うよう願います。

なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。

また、一時中止措置等を講じるに当たっては、令和 2 年 4 月 7 日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されていることにご留意の上、適切な対応を願います。

### 2 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、適切な対応を行っていただくよう願います。

(1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等において

は、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、宜しくお願いします。

(2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、主治医又は保健所の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。

(3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。

建設工事の現場では、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、受注者に対して周知徹底を図るなど、適切な対応を宜しくお願いいたします。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付国土入企第6号）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日付内閣官房資料）

【担当】 財政局公共施設・事業調整課  
生井・辻  
(電話 671-3928)  
(工事の一時中止等の手続きに関すること)  
上野・平林・出井  
(電話 671-4066)